

環境衛生課

▼10月は浄化槽月間です

○浄化槽の維持管理について(お知らせ)

合併処理浄化槽は、きれいな排水を維持するため、適切で定期的な維持管理が必要です。このため「浄化槽法」という法律で、浄化槽使用者が行わなくてはならない3つの義務が決められていますので、ご確認ください。

- ①保守点検…4カ月に1回。(点検・調整・修理等 有資格業者に委託)
 - ②清 掃…年1回。(汚泥引抜・機器洗浄等 町許可業者に委託)
 - ③法定検査…年1回。(水質検査・管理記録検査 県指定検査機関「社」広島県環境保全センター「社」広島県浄化槽維持管理協会に依頼)
- ※点検、清掃の回数は最低回数で、使用状況等により増えることもあります。

・法定検査を受けない場合、改善命令等を受けます。これに違反した場合は30万円以下の過料の罰則を受けることとなります。

・法定検査は5年間で効率化検査(18項目検査)4回、ガイドライン検査(86項目検査)1回の受検が必要です。
・対象は合併浄化槽だけでなく単独浄化槽も対象となっています。
・法定検査依頼については、使用者と指定機関2者との3者による契約締結が必要

となります。契約については、随時指定機関よりお知らせがあります。

※今年度から浄化槽の登録、廃止、管理者の変更等は町が事務処理を行っています。

○平成22年度浄化槽設置整備事業補助金の希望調査について

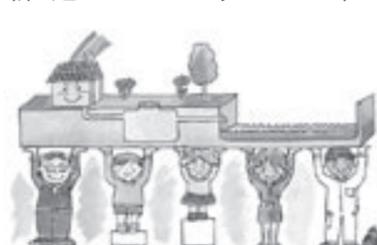
浄化槽の設置には補助金交付制度があります。本年度も実施中ですが、この度、平成22年度の事業規模確定のため、浄化槽設置補助の希望調査を行います。

対象となる浄化槽の基本条件は、「一般住宅に新たに設置する合併浄化槽で、平成22年度内に設置完了するもの」です。状況により他の条件を要する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

浄化槽設置補助を希望される方は、11月2日(火)までに浄化槽設置希望届を環境衛生課にご提出ください。

なお、今回の調査は希望届の提出により補助金交付を確約するものではありませんので、ご了承ください。

●お問い合わせ先



環境衛生課 上下水道係、又は各支所町民課

▼新エネルギー導入促進対策補助事業の申請はお早めに!

申請期限が11月30日(火)までです。(事後申請はできません)

○ペレットストーブ等購入補助事業

【補助率】
3分の1(上限10万円)

○住宅用太陽熱温水器設置費補助事業

【補助率】
5分の1(上限 自然循環型5万円 強制循環型10万円)

○雨水利用システムモデル事業(住宅用)

【助成率】
・基本システム
9割(上限6万円)・5割(上限3万円)
・拡張システム
9割(上限6万円)・5割(上限3万円)

※助成区分についてはお問い合わせください。

○住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業

本年度の受付は終了しました。
平成23年度設置予定分については、本年度11月30日(火)までに「補助事業予約申込書」を提出してください。

建設課

▶冬期生活支援住宅入居者募集について

町では、冬期において、町立病院に通院している方や家族等が入院し介護等が必要な方、公共交通機関の利用が不便な地域に居住している方または生活に不安を抱える方に対して、安心して生活を送ることができる場を提供するための、「冬期生活支援住宅」の入居者を募集します。

11月1日からの入居者を募集します。

○住宅名 町営小島冬期生活支援住宅

○場所 神石高原町小島1688番地4

○募集期間 10月15日(金)～10月29日(金)

(申込者が多数の場合は抽選)

○入居可能期間 平成22年11月1日～

平成23年4月30日までの間

・特別な事情がある場合は、平成23年5月1日～10月末まで期間延長可能

○募集戸数 4戸(1階2戸、2階2戸)

○住戸規模 2LDK

○家賃

一律 月額24,000円/戸当たり(敷金不要)(電気料金、上下水道料金、テレビ受信料込み)

○仕様

ユニットバス、電気温水器、IHクッキングヒーター、水洗便所

○備付け備品

テレビ、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器、オーブレンジ、電気こたつ、照明器具、カーテン

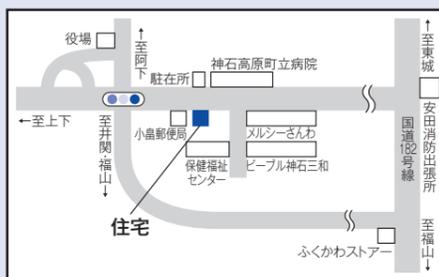
○入居資格

・町内に住所を有する者のうち、次のすべての条件に該当する者

①本人及び生計を共にする世帯員全員が自

●お問い合わせ先

建設課建設係



動車運転免許を有していない者または有しているが運転困難な者

②町税を滞納していない者

③暴力団員でない者

・右記の者で、次のいずれかに該当する者

①町立病院に通院している者

②入居者の家族及び親族が町立病院に入院し、または介護老人施設等に入所し、介護または援助が必要な者

③現状の住居において、冬期生活が困難であると認められる者

※募集期間内に応募がない場合は、随時募集とします。

○申込場所

建設課 または 各支所産業建設課

※申込時の必要書類等は建設課にお問い合わせください。

▶「平成22年地価調査基準地価格」の公表について

地下公示法に基づき「平成22年地価調査基準値価格」が公表されました。

神石高原町では、役場(本庁住民課及び建設課、各支所産業建設課)で閲覧できます。また、広島県のホームページにも掲載されていますので参考にしてください。

トップページ▶地域づくり▶住宅・建築・土地▶土地取引▶地価▶平成22年広島県地価調査の結果について

089-3338

089-3336